

2019年度 県立水戸壘学校(特別支援学校)自己評価表

[BWS22]

※評価基準 A:十分達成できている(5点) B:達成できている(4点) C:概ね達成できている(3点) D:不十分である(2点) E:できていない(1点)

目指す学校像	Succession of Traditions and Next step Innovations Ver.2 ～伝統の継承そして次への創造 第2章～		
	○魅力ある授業づくり ○安心できる環境の整備 ○協働できる学校 ○地域・関係機関の連携と貢献		

昨年度の成果と課題	重点項目	重点目標	達成状況
<成果> ・関東地区壘教育研究会(自立活動)を本校で実施したことにより、聴覚障害教育の専門性の向上を図ることができた。 ・交流教育では学校間交流、地域交流など多様な交流を行う事により、交流事業の充実を図ることができた。 ・地域の保健センターやメディカルセンターとの連携が深まったことから、幼稚園の入学者が増加した。 ・高等部卒業生は筑波技術大学合格、製造業に就職するなど、全員希望通りの進路決定ができた。 <課題> ・経営企画会はほぼ毎週実施できたが、すべての諸問題の解決に向け、継続的な実施が必要である。 ・個別の指導計画の改善が具体化したので、それに伴う個別の教育支援計画の見直しが必要である。 ・新学習指導要領より、社会に開かれた教育課程の確認と見直しが必要である。	個別の教育支援計画・個別の指導計画に基づき、一人ひとりのニーズに応じた教育と学力の基礎・基本の定着	①個別の教育支援計画・個別の指導計画の有効な活用 ②日本語の読み書き能力の向上、スポーツ文化活動の充実 ③ICTの活用推進、教材・教具の工夫及びセキュリティの意識向上 ④多様な学科、学習内容の奨励と実施	
	幼小中高の一貫教育の推進	⑤各部、学科の特色に応じた教育課程の検討 ⑥教科会の計画的な実施	
	聴覚の活用と言語力の向上	⑦各部を中心とした自立活動研修会の計画的な実施 ⑧個別の指導計画に基づいた実践	
	生徒指導の充実	⑨自ら課題を解決しようとする態度及び他人を思いやる心の育成 ⑩適切なSNSの活用、生徒が主体的に考えるルール作りと生徒指導の充実	
	キャリア教育の推進	⑪キャリア教育一覽表の個別の指導計画への活用と見直し ⑫生徒の主体的な進路選択と人生設計の基盤支援	
	聴覚障害教育のセンター的機能の充実	⑬メディカルセンター連絡会、通級指導教室連絡協議会等の関係機関との連携 ⑭保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校を対象とした理解啓発研修会の実施 ⑮教育委員会担当指導主事、保健センター保健師、保護者等地域に貢献できる施策推進	
職員研修の充実と専門性の向上	⑯特別支援学校自立活動授業改善研修、本校自立活動(聴覚活用、言語指導、コミュニケーション手段、心の発達等)研修の充実 ⑰部を中心とした、新学習指導要領を踏まえた授業研究の充実		
交流教育での合理的配慮を踏まえた取り組み	⑱居住地域交流の推進及び評価の活用(合理的配慮の視点) ⑲学校間交流の内容の充実 ⑳手話の普及推進		
環境整備と防災教育の充実・強化	㉑校舎老朽化に伴う学習環境の整備 ㉒教師一人一人が責任・役割を自覚した避難訓練の推進		

評価項目	具体的目標	具体的方策	重点目標との関連	評価	課題及び次年度への改善策	
校務	経営企画係	1 確かな学力を身に付けさせる教育課程の編成	・魅力ある高等部学科検討委員会、教育課程編成委員会を定期的に開催し、各部における検討の結果を委員会に反映させる。 ・幼小中高一貫した適切な指導を行うための教育課程の編成、新学習指導要領の指導内容・方法に関する検討を学習指導部と連携して行う。	⑤ ⑤⑩		
		2 個別の教育支援計画・個別の指導計画の活用	・新学習指導要領に基づき、個別の教育支援計画・個別の指導計画を活用できるように学習指導部と連携する。	①⑧		
		3 職員研修の充実及び働き方改革の推進	・新任者研修を研究部、相談支援部等と連携して計画的に実施する。 ・経営企画会等で1年間を通して教員の仕事を見直し、できることから改善を図る。	⑫⑰		
		4 校舎内外の環境整備の推進	・老朽化した校舎や備品を見直し、学習環境の整備に努める。	③⑦		
	庶務簿係	5 公定帳簿や会計簿、各種ファイルの管理し、正確な記入を促す。	・管理職や教務主任と連携し、様式の記入方法を確認するとともに保管期限の過ぎた公定帳簿等を処分する。 ・資料室の物品を適切に管理する。			
	交流	6 交流活動の推進と充実	・交流先との事前の打合せを活用して、本校の児童生徒に関する理解啓発を合理的配慮の視点から行き、共通理解を図る。	⑩⑱⑳		
校務学	学習指導	1 諸検査の計画的な実施と、学習指導に関する記録や資料の整理	・学力検査、読書力診断検査、読字力検定の実施し学習態度の確立を図る。 ・資料ファイルの作成と管理、個別の指導計画の円滑な運用を行う。	④ ①⑧		
		2 教科会活動の推進	・各教科における指導上の問題点、課題、指導の方策等(教材・教具の工夫等)に関する研修をする。	⑥		
		3 幼児児童生徒が学習成果を発表する活動の促進	・「壘学校絵画展」「県芸術祭」「ナイスハートふれあいフェスティバル」その他、作品展・コンクール等への出品をする。	④		
	図書	4 魅力ある図書館づくり 図書館教育・読書指導の充実	・図書購入を計画的に実施し、図書館の環境整備を行う。 ・広報活動を通して(図書だより、推薦図書紹介)校内の読書活動の推進を図る。 ・校内読書感想文・感想画コンクールの実施(10月～11月)、チャレンジ読書、朝読書等を実施する。	②④⑧ ②④ ②④		
		情報教育	1 管理規程に基づいた機器の適切な運用、情報モラル遵守の徹底	・個人へのダイレクトな働きかけを行い、遵守意識の向上を図る。 ・セキュリティ管理規程、内規の見直しと周知を図る。	③	
			2 ネットを通じた校外向けの情報発信に努める	・学校ブログでは、学部間に偏りがいように学校の様子を伝えていく。 ・平易でわかりやすい文章で作成する。		
3 ICTの活用推進	・授業におけるタブレットの利活用を進め、研修を行う。		③			
研究	研究推進	1 校内の研修を推進する。	・聴覚障害教育の基礎基本を身に付けるため自立活動を中心とした学部研修や授業公開を推進し、職員相互の研修に努める。 ・校外の諸研修会、講習会などの広報活動(閲覧・掲示・職員朝会での周知、関連研などの参加申込)を行う。	⑬⑰		
		2 職員の各教科等及び障害についての専門性の向上に努める。	・全職員を対象に自立活動に関する基本的・実践的な内容の研修を定期的実施する。 ・自立活動ハンドブックを自立活動研修や日常の指導に活用する。 ・自立活動だよりを年4回発行し、情報提供を行うとともに職員間での共通理解を図る。	⑦⑯⑰ ⑦⑰ ⑦⑰		
	情報保障	3 情報保障の推進を図る。	・各種行事及び会議などの情報保障を適切に行い、校務の円滑な推進に努める。 ・手話勉強会を通して教職員のコミュニケーション能力の向上を図る。 ・手話表現や通訳者としての心構えなどについての研修を行い技量の向上を図る。	⑰		

評価項目	具体的目標	具体的方策	重点目標との関連	評価	課題及び次年度への改善策	
校務分掌	生徒指導 (特別活動)	1 生徒指導体制を整え、問題行動等の未然防止に努める。	・幼児児童生徒の状況について、部内で共通理解を図る。 ・日常生活全般及び長期休業前など、SNSなどのルールマナー等、適宜指導を行う。	⑨ ⑩		
		2 基本的な生活習慣の定着と、公共マナーの向上を図る。	・交通安全に対する意識を高め、事故の未然防止につながるよう、交通安全教室を実施する。(年1回) ・安全で安心な登校にむけ、週のはじめには立哨指導を実施する。 ・水戸駅構内での巡視を行う(学期2~3回程度) ・マナーアップ週間を設定し、基本的な生活習慣の定着や規範意識を育む。	⑨⑩		
		3 日常生活の諸問題等を自ら解決する力を養う。	・幼児児童生徒が自ら課題点等を解決できるようにするための、発達段階に応じた指導・支援を継続的に行う。(随時)	⑨		
		4 児童会活動及び生徒会活動の充実に努める。	・「児童生徒が主役」となる学習活動を実践できるように、特別活動の時間や日頃の児童生徒会活動を通じて、継続的に指導・支援を行う。	⑨⑩		
		5 部活動の充実に努める。	・部活動運営委員会や各部の顧問会議を定期的開催し、各顧問を中心に学校全体で取り組む意識を高める。	⑨⑩		
	進路指導	1 進路に関する情報提供の充実に努める。	・児童生徒の進路希望に合わせた情報を提供することで、生徒が主体的に進路選択ができるよう支援する。 ・各部において必要な情報を検討し、保護者や幼児児童生徒のニーズに合った進路だよりを発行する。 ・進路指導コーナー、進路指導室を充実させる。	⑪⑫ ⑫ ⑪⑫		
		2 就業状況の調査や卒業生支援の充実に努める。	・卒業生の就業状況等の調査、卒業生支援の体制作りを図る。 ・就業先・進学先の要請に適切に対処しながら、連携を深める。	⑫ ⑫		
		3 中学部の進路指導の充実に努める。	・職場体験活動を行い、働くことについての意識を高める。 ・進路学習をとおして、将来の職業や進学など、自らの進路について関心を深める。	⑪⑫ ⑪⑫		
		4 聴覚障害者の雇用について理解が深められるよう、企業との連携を図る。	・現場実習先、実習期間等を検討し、生徒一人一人に合わせた現場実習を行う。 ・実習先の開拓を行い、障害者雇用についての理解を広げる。	⑫ ⑫		
		5 計画的な進路指導の充実に努める。	・自分が主体となる進路選択ができるよう、他学部見学や情報提供を行い各部で連携を図る。	⑪⑫		
	保健・食育 ・安全	1 幼児児童生徒の実態を的確に把握し、健康管理・健康教育の推進と充実に努める。	・幼児児童生徒の実態把握を、健康の保持増進に努める。 ・学校保健年間計画に合わせた教材資料を提供し、健康教育を推進する。 ・保健室の機能及び環境を充実し、保健センター的役割が発揮できるように努める。	⑤ ①⑤ ⑬⑭		
			・緊急時にスムーズに対応できる職員との共通理解を図る。	⑳㉑		
		2 食生活についての正しい理解と望ましい習慣を養い、学校給食運営の充実に努める。	・食に関する理解を深め、望ましい食生活を進んで実践できる幼児児童生徒の育成に努める。 ・正しい食事のマナーを学び、家族や友達と楽しく食事をしようとする態度の育成を図る。 ・郷土の食文化や特産物を知り、感謝して食べることでできる態度を育成する。	①⑧ ①⑧ ⑨⑩		
			3 学校の安全管理の徹底を図り、生命尊重を基盤とした安全教育の推進と充実に努める。	・防火管理責任者による安全点検の実施及び事後対応を行う。 ・非常持ち出し袋の準備、引渡し訓練の実施により、緊急時の速やかな対応のための準備を進める。 ・避難訓練の計画立案及び実施、自衛組織表に基づくスムーズな行動の推進に努めるとともに、危機管理の意識の向上に努める。	⑳㉑ ⑳㉑ ⑳㉑	
		4 校舎内外の環境整備・美化の推進に努める。	・全職員で定期的に学校全体の環境を整備し美化に努める。(月1回定期点検、大掃除の実施、除草作業の実施、学部花壇の整備等)	㉑		
	役員 研修 広報 生徒指導 後援会	1 保護者と教職員が協力して、会員相互の親睦と教養を深めるとともに、生徒の教育的環境の充実に努める。	・定期総会や各専門委員会の活動、及び保護者会や奉仕活動への参加を通して、会員相互の親睦を深めるとともに、教育環境の充実に努める。 ・関連P連、高P連、特P連などの研修会を通して、他校の情報などを取り入れ本校のPTA活動に生かす。			
		2 研修視察及び会員相互の交流を通して、保護者の見識を広め、聴覚障害者の進路についての理解を深める。	・研修視察を実施し、聴覚障害や幼児児童生徒の進路について理解を深め、会員相互の交流を図る。 ・保護者の希望に即した講演会を企画する。			
		3 PTA会報誌を発行し、保護者の交流を図りつつ、本校教育への理解・啓発に努める。	・広報研修会に出席した後に勉強会を催してから広報誌作りをすることで広報誌の向上を図る。ゆめ団体・大会の記事を2回目の広報誌とタイアップさせる等、内容の工夫をしながら活動を進めることで、保護者の交流を図りつつ2回PTA会報誌を発行する。			
		4 学校・家庭・地域および関係機関が連携し、幼児児童生徒の豊かな心の育成を推進する。	・幼児児童生徒の規範・規律意識の高揚や公共マナーの向上を図るため、マナーアップ運動等に参加し、地域社会に貢献する。 ・保護者のニーズや時代の流れを汲んだ内容の講演会を実施する。			
		5 幼児児童生徒並びに卒業生の厚生福祉を推進する。	・卒業生支援として、19~21歳の学年の卒業生の集いである「ホームカミングデー(成人を祝う会)」を計画し、実施に伴う助成を行う。 ・部活動等賛助会員の募集を行い、部活動またはその他の教育活動の支援等と保護者の負担軽減を図る。			

評価項目	具体的目標	具体的方策	重点目標との関連	評価	課題及び次年度への改善策
幼稚園部	1 個別の教育支援計画・個別の指導計画に基づいた、幼児一人一人の発達に応じた教育支援を行う。	・幼児の適正な実態把握とスモールステップの目標設定および保護者との共通理解を図る。	①⑧		
	2 小学部(小学校)への円滑な接続を図るための学びの基礎力の育成を図る取り組みと小学部との連携を図る。	・幼稚園・小学部相互の行事交流や交流給食、体験入学への参加との職員の連携を図る。 ・早期教育・相談支援部と連携した就学に向けての居住地小学校及び本校小学部の見学や就学選択のための情報提供をする。	⑤⑪ ⑤⑭⑮		
	3 一人一人の実態に応じた聴覚学習やコミュニケーション力の育成と言葉の発達につながる支援を行う。	・月1回の聴力測定を実施することに努め、聴覚管理の徹底を図る。 ・子ども同士が積極的にコミュニケーションが行える環境設定の工夫と、言葉の発達を促すための支援の在り方の検討をする。	⑦⑬ ②⑧ ⑬⑱		
	4 身辺自立の確立と集団活動の中での遊びの充実を図る。	・自分のことは自分でできるという自信の育成と、集団で遊ぶ中で必要なルールを学びながら、協力して遊ぶ態度の育成を図る。	⑨		
	5 幼児のキャリア発達に繋がる遊びの環境作り、及び、保護者に対しての子どもの将来像を見とおすことができるような子育て支援を行う。	・幼児が約束や決まりを守る経験や友達とのかかわりの中で、自分の気持ちや相手の感情を知る経験を通して、我慢したり気持ちの折り合いをつけたりなどができる環境作りをする。 ・幼児の心身の発達や親子関係の重要性、先輩保護者の子育て体験等の講座の実施や本校小・中・高等部生との交流をする。	⑨⑪ ⑤⑪⑫		
	6 保護者に向けて、幼稚園公開の実施と早期教育乳幼児との交流を通した子どもの発達や障害受容への支援を行う。	・幼稚園教育や聴覚障害幼児に対する支援方法の理解啓発を図るための稚部見学会(年3回)の実施及び説明内容の工夫をする。 ・幼稚園の行事への参加や遊びの活動での触れ合いを通して、保護者への理解啓発を行う。	⑬⑭ ⑮		
	7 幼児の全般的な発達への支援や自立活動における専門性を図る研修の充実を図る。	・絵日記の目的や指導方法、保護者への支援について、研修を行う。 ・幼児の適切な実態把握と「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を教育実践に取り込む研修を行う。	②⑦⑧ ⑬⑱ ⑤⑥ ⑱		
	8 交流及び共同学習を積極的に進め、交流圏と連携を深めながら相互理解を図る。	・交流圏と居住地間交流の目的や意義等の共通理解と、対象幼児や聴覚障害者についての理解啓発のための情報交換を行う。	⑬⑱		
	9 安全な生活習慣や態度を身に付けるための経験を積み重ねる工夫に努める。	・大人の指示にしたがって行う様々な避難訓練の経験と、安全で楽しく遊ぶ方法を知る機会を設定する。	⑳		
小学部	1 個別の教育支援計画・個別の指導計画に基づき、生活言語から学習言語の習得と基礎学力・基礎体力の向上を図る。	・朝の運動や授業導入でランニング等を実施し、体力の向上を目指す。(週2回) ・読書力テストや学力診断テストを実施し、学習の理解・定着度を把握する。(1回) ・個別の指導計画を重点目標とし、目標を明確にすることで言語や学習の習得につなげる。	① ②④ ⑧		
	2 新学習指導要領の実施に伴う教育課程の整備を行い、幼稚園、中学部との連携を深め、発達に則した生活指導・教科指導に努める。	・新学習指導要領の実施に向けて、部内で定期的に新学習指導要領の内容に即したと教育課程を検討する機会を設定する。 ・幼稚園と連携し、小学部見学会・体験入学・就学説明会等を実施し、幼稚園との情報交換の機会を設定する。 ・中学部体験入学への参加を促すとともに、中学部との情報交換の機会を設定する。	⑤⑱ ⑤ ⑤⑪		
	3 一人一人の実態に応じたコミュニケーション手段を活用し、豊かな言語力と思考力の向上に努める。	・児童一人一人の状況や聴覚活用の様子、またそれぞれのコミュニケーション手段に関し、部内で情報交換をし共通理解をする。(月2回) ・実態に応じたグループを編成し、行事や朝会等主体的な活動ができるようにする。	②⑧ ②⑧		
	4 家庭と協力し、望ましい生活習慣を身に付け、あいさつや感謝の気持ちを言葉と態度で表わすことのできる児童の育成を進める。	・職員が元氣なあいさつを交わしたり、丁寧な言葉遣いで話したりすることで、児童への模範となる。 ・規範意識の向上を図り、「ありがとう」「ごめんなさい」の言葉を素直に言える環境づくりに努める。 ・家庭とのコミュニケーションを密に行い、睡眠や食事など望ましい生活習慣が身に付くように、協力して児童の育成にあたる。	⑨ ⑨ ②⑧		
	5 児童の発達段階に応じたキャリア教育の内容を個別の指導計画に取り入れ、将来の自立と社会参加を見通した指導を家庭と連携を図りながら進める。	・児童の実態に応じた「自己管理」の支援、指導に努め、将来に求められる力の獲得につなげる。 ・一人一人が将来の夢や希望をもち、そのために必要な基礎学力の向上、自主学習の習慣化を図る。	⑨ ④⑪		
	6 相談支援部と連携し、個々のニーズに応じて関係機関との連携の充実を図ると共に、聴覚障害教育のセンター的機能を果たすよう努める。	・相談支援部と連携し、授業参観等の依頼を積極的に受け入れていく。 ・特別支援教育のセンターとしての機能が果たせるよう、研修により専門性を高め、施設・設備が常に利用できるよう整備・管理に努める。	⑮ ⑮		
	7 授業研究や部内研修等をおとして、主体的な学習態度や言語力・学力の定着、心身の発達などに係る研究研修を進め、職員の専門性の向上を図る。	・研究研修日を定期的に設定し、昨年度までの研究を活かし、自立活動に関する研修や新学習指導要領を踏まえた領域や教科の研修を行い、児童の指導、支援に生かす。 ・研究推進・自立活動係を中心に県の事業に取り組み、主にコミュニケーション能力の向上を図る。 ・授業の実践報告や意見交換を積極的に実施し、聴覚障害教育の専門性や、教科指導力の向上を図る。	⑬⑱ ⑬⑱ ⑬⑱		
	8 地域交流・学校間交流、居住地校交流などを積極的に進め、児童の経験の幅を広げるとともに、聾学校の経験の高齢者施設での利用者との交流を実施し、思いやりの心を育てる。	・運動会で朝鮮学校との交流を実施し、相互理解や聴覚障害教育の理解啓発に努める。 ・地域の高齢者施設での利用者との交流を実施し、思いやりの心を育てる。 ・居住地校交流や学校間交流を推進し、前年度の反省を生かした計画と円滑な実施に努める。	⑱ ⑱ ⑱		
	9 避難訓練や校外活動等を通して、安全に生活し、命を大切にしようとする気持ちを育てる。	・様々な想定での避難の仕方、道路の安全な歩行の仕方など実際の体験や経験を多く設定することで、実際の生活場面に般化できるようにする。	⑳		

評価項目	具体的目標	具体的方策	重点目標との関連	評価	課題及び次年度への改善策
中 学 部	1 個別の教育支援計画及び個別の指導計画に基づき、各教科の基礎・基本の定着を図り、学力の向上を目指す。	・保護者との面談をとおして本人に必要な支援等について話し合う。(定期、随時) ・実力テストを定期的実施し、基礎・基本の定着及び学力の向上を図る。 ・各教科の取り組みを話し合い、言語活動の充実及び教材教具の活用方法について研修を深める。	① ④⑧ ③⑧		
	2 小学部・高等部との連携を図り、教科指導及び生徒指導等の一貫した指導を行えるように努める。	・毎月の教科会や校務分掌部会で情報交換を積極的に行う。生徒指導に関しては他学部と連携を図り早急な対応を行う。	⑥		
	3 個々の実態に応じたコミュニケーション手段の活用を図り、場や相手、状況に応じた言語・コミュニケーション能力の向上に努める。	・きこえの実態を把握し、個々に応じたコミュニケーション手段を活用する。又、言語活動の充実を図り、正しい日本語の習得を目指し、教師の指導力向上に努める。 ・職場体験や交流学習等をおして、コミュニケーション面での個々の課題を自覚し、今後の学習や生活につなげられるように努める。	⑦		
	4 生徒指導の充実を図り、社会性やルールを守ることの大切さを自ら判断できる生徒の育成に努める。	・教師が生徒の模範となれるように努めていく。 ・携帯電話、スマートフォンを適切に利用するための指導が行えるように、生徒指導部及び高等部と連携して、対応できるように努める。	⑨⑩		
	5 社会的・職業的自立に向け、職場体験や清掃活動等、教育活動全体をとおして、望ましい勤労観、職業観を育成する。また生徒が主体的に進路を選択し決定できる気持ちや態度を培う。	・職場体験学習や日常の清掃活動などの中で、学ぶことや働くことの意義やボランティア精神などの気持ちや態度を育む。 ・職場体験の事前、事後指導をとおして、職業生活のルールやマナー、自分に合ったコミュニケーション方法について考える場を設定する。 ・進路に関する面談を定期的実施し、また学校見学会等への参加を勧める等、より良い進路選択ができるように支援する。	⑨⑫		
	6 相談支援部と連携しニーズに応じた支援の充実を図り、聴覚障害教育のセンター的機能の一端を担えるように努める。	・授業参観や授業見学等の依頼には、相談支援部と連携して適切に対応する。聴覚障害についての理解啓発を行う。また、交流校などに対して、聴覚障害の生徒に対する支援、援助の方法について伝える。	⑮		
	7 校外の研修に積極的に参加し、教師一人一人の聴覚障害教育に関する専門性と教科や重複障害教育に関する指導力の向上に努める。	・毎時間の授業を大切に、指導内容の重点化を図り、指導方法を工夫することで、「分かる授業」づくりに努める。 ・自立活動の指導力向上を図るとともに、校外の研修で得た内容や成果を部内で伝達し、内容を基に話し合いを行うことで、自立活動及び各教科の指導に活かせるようにする。	⑰ ⑮⑰		
	8 中学校との学校間交流を通して、本校生徒の理解啓発とともに、生徒が自身の障害の特性に気付くことができる機会となるように計画を綿密に行う。	・交流学習では、さらに交流が深まるように相手校との打合せを綿密に行い、話し合い活動や聴覚障害の理解啓発等、相互理解を深めることができる活動を実施する。	⑲		
	9 学級活動や自立活動及び避難訓練の場において、自ら危険を予測し回避することのできる知識や技能を身につけ、主体的かつ迅速に行動できる力を育む。	・さまざまな場面を想定し、その対応策を話し合わせるなどの機会を設定する。 ・公共の防災学習施設見学を実施し、防災に関する知識を広げる機会を設定する。	㉑		
高 等 部	1 個別の教育支援計画及び個別の指導計画に基づき、知識・技能の習得と活用を図ると共に、進路希望に応じた指導に努める。	・定期的な面談に加えて、必要に応じて面談を行い、本人・保護者の希望に基づいた個別の教育支援計画を作成する。 ・部会における生徒の現況報告やケース会等を通して、部内での共通理解を図り、学習や進路に関する支援につなげる。	① ①⑫		
	2 中学部との連携を図り、教科指導及び特別活動・生徒指導等の一貫した指導体制を整えながら、学力と生活力の向上を目指す。	・教会や学習指導部会、部活動等における担当者間での検討等を通して情報交換を行い、指導内容・方法の改善を図る。	⑥		
	3 タブレットPCを積極的に活用し、一人一人の実態に応じた言語力の向上を図ると共に、教育活動全体をとおしてプレゼン力(伝える力)の向上に努める。	・タブレットPCを活用しながら生徒が考えたことを文章で表現する力を育成し、適切な言語力の習得を目指す。 ・個々のコミュニケーションの特性に配慮しながら、生徒と教師、また生徒同士が正しく意思の伝達ができるようにする。	②③ ⑨		
	4 保護者との連携を図り、基本的かつ健全な生活習慣の確立と規範意識の向上を図りながら、自律した生徒の育成に努める。	・マナーアップあいさつ運動や校内清掃活動、日々の週番活動などを通し、規則正しい生活習慣と生活環境衛生の意識を育てる。 ・個々の進路希望の実現に向け、模試や課外学習を年間を通して実施する。 ・学校の教育活動全般において、保護者への事前連絡と結果報告を徹底する。	⑨ ④⑫ ⑧		
	5 個別の指導計画の作成をとおして、卒業後の生活に必要な課題解決・課題対応能力の向上を目指す。また、卒業後3年間の追指導の実施など、進路指導部を中心に卒業生支援を行う。	・部主事や進路指導主事、担任との連携を密にしなが進路指導を進める。 ・キャリアアップブックを授業で活用しつつ、内容の改善を図りながら、聴覚障害生徒のキャリア発達の向上につなげる。 ・計画に基づいて卒業生支援を行う。離職等の相談があるときは迅速に対応する。	⑫ ⑪ ⑪⑫		
	6 ホームページ・ブログ等による外部への情報発信と、オープンサマースクールをとおして、高等部教育についての理解啓発に努める。また、相談支援部と連携し、聴覚障害教育のセンター的機能果たすよう努める。	・ホームページ等により高等部の学習や活動の様子などを随時発信し、多くの方に知ってもらう。 ・オープンサマースクールで高等部の概要や進路状況の説明を行い、また聴覚障害に配慮した模擬授業を行う。	② ⑭		
	7 高等学校学習指導要領改訂に関する他の県立学校や聴覚特別支援の動向を見ながら、「魅力ある高等部」の在り方を検討する。	・学習指導要領改訂に関する研修会等に積極的に参加し、改訂のポイントや実施までの流れ等について十分に理解する。 ・生徒・保護者の進路希望やニーズに応えられる教育課程や学科を編成する。	⑰ ⑰		
	8 近隣の高等学校との交流及び共同学習、ボランティア活動への参加をとおして、生徒の望ましい人間関係や社会性を養うと共に、進学校及び聴覚障害に関する理解啓発に努める。	・校外のボランティア活動に参加し、奉仕の心や社会・友人との有効な関係について考える機会を作る。 ・作品を通じた交流活動では、生徒同士が共同作業を行い、コミュニケーションを図る機会を作る。	⑲ ⑲⑳		
	9 避難訓練や自立活動・ホームルーム活動などの時間をおして、防災や安全の保持増進に関する基礎的事項を系統的に理解し、思考力、判断力を高めることで、防災について適切な意思決定ができるようにする。	・毎日の清掃活動を教師と一緒に時間大切に、環境整備に努める姿勢を育てる。 ・避難訓練では目的や避難方法・経路について確認する。自立活動・ホームルーム等では登下校時や休日の場合の避難行動についても考えさせる。	㉑ ㉒		

評価項目	具体的目標	具体的方策	重点目標との関連	評価	課題及び次年度への改善策
相談支援部	1 聴覚障害教育における本校のセンター的機能を地域に広く発信し、関係機関との連携と協働を強めながら支援の充実に努める。	・保護者、学校、関係機関等からの相談の依頼に応じ、ニーズに合った適切な支援を行う。 ・本校で実施される学校公開や研修会等を、関係する学校や機関、地域等に広く周知する。	⑭ ⑭⑮		
	2 地域や関係機関のニーズに応えるため、巡回相談、研修会、学校公開(見学)、ホームページや案内物等を充実させ、聴覚障害についての理解啓発を推進する。	・巡回相談、聴覚障害理解授業、理解啓発研修、資料提供等の要請に迅速に対応する。 ・ホームページやパンフレット等の情報発信手段の工夫や改善を行う。	⑭⑮ ⑬⑭⑮		
	3 的確な実態把握のもと、個々のニーズや課題に応じた通級指導および教育相談に努める。	・「個別の指導計画」「通級指導教室指導の記録」を作成し、指導の充実に努めるとともに、児童生徒の在籍校との情報共有に活用する。 ・通級指導教室児童生徒の在籍校と、連絡協議会や学校訪問等をおして連携を深め、共通理解のもと児童生徒の指導にあたる。	①⑧ ⑬		
	4 各部との共通理解を深めながら連携の充実に努める。	・聴覚障害幼児児童生徒の円滑な就学や適切な進路選択に向けて、各部と緊密に連携を図りながら情報の共有に努める。	⑤		
寄宿舎	1 基本的な生活習慣・生活スキルの確立を目指し、指導・支援にあたる。	・引き継ぎや話し合いを緊密に行い、個に応じた支援方法の工夫に努める。 ・整理整頓の時間等を活用し、自分のことを自主的に取り組めるよう指導する。 ・スキルアップ及びクオリティアップ講座では、学年に応じた年間計画を立て、日常生活に必要な技術の獲得を図る。	⑧ ⑨ ⑩		
	2 集団の一員としての自覚やマナー、コミュニケーション能力向上に向けて支援する。	・つどいや係活動、様々な行事等をおして、ルールやマナー等の指導を行う。 ・集団生活で大切な態度や習慣等について、全体指導や個の実態に応じた指導を行う。	⑨ ⑧		
	3 保護者・学校と連携し、個別の指導目標達成に向けてより良い支援に努める。	・個別ファイルの記録に基づいた個別の指導計画を作成し、学校の個別面談に同席して共通理解のもと指導にあたる。 ・部会への参加や学舎連絡会(夏季休業中)、家庭訪問をおして連携を図り指導にあたる。	① ①		
	4 学習習慣の定着に向けて指導・支援する。	・実態に応じた学習課題の調整や工夫をし、個々の学習意欲を高める。 ・合同学習会では学生ボランティアを活用し、学習の充実に努める。	④ ④		
	5 余暇時間を有意義に過ごせるよう個に応じた指導・支援に努める。	・児童生徒の実態に応じた活動内容等を設定し、自分の時間を有効に活用できるよう支援する。 ・趣味の講座や行事等をおして、うおいのある寄宿舎生活が送れるよう支援する。	⑩ ⑩		
	6 校外の専門性にかかわる研修に参加し、指導・支援の充実に努める。	・研究・研修会の報告を行い、情報を共有し指導・支援に役立てる。 ・校内の研修への参加や、寄宿舎内での研修(手話含む)を積極的に行うことで、指導に活かせるようにする。	⑯⑰ ⑮⑳		
	7 寄宿舎見学や研修を実施し、寄宿舎の効果的な活用を図る。	・寄宿舎体験・見学や研修を計画的に実施し、寄宿舎への理解啓発への一助とする。 ・新任教員研修として寄宿舎体験を実施し、理解・啓発に努める。	④ ⑰		
	8 交流及び共同学習を行い、寄宿舎及び聴覚障害に関する理解啓発に努める。	・児童生徒の実態に応じた活動内容を計画し、実施する。	⑱⑲		
	9 定期的に避難訓練や安全教育を行い、安心して安全な環境を整え、安全指導の充実に努める。	・避難訓練や事前事後指導を効果的に行うことで、防災意識を高める。 ・毎月、安全点検を行い、安心かつ安全な生活が送れるように努める。 ・つどいの時間に、体調管理や事故防止などについて指導する。	㉒ ㉑㉒ ㉒		
	事務部	1 文書の整理、保管、処分を適切に行う。特に特定個人情報については厳密に取り扱う。	・県立学校処務規程、文書管理規則等に基づき文書を適切に整理保管し、保存期間を経過した文書は廃棄する。 ・特定個人情報の取り扱いについて、個人番号台帳の管理、運用記録管理個票の取り扱いを厳密に行う。		
2 予算の執行等の財務に関する事務を適正に行う。		・事務執行に際しては、法令規則を確認し、正確性、合規性を確保する。 ・予算配分決定から執行までの過程を明確にし、経済性、効率性、有効性のある予算執行を行う。			
3 幼児児童生徒が安心・安全に過ごせるよう、施設設備の維持管理を適切に行う。		・破損箇所、危険箇所等については速やかに補修等を行い、施設設備の適切な維持管理に努める。 ・中・長期的な視点を持って、施設設備の整備充実に努める。また、未整備箇所を明確にする。			
4 学校給食実施基準、学校給食衛生管理の基準を遵守し、楽しい雰囲気での給食ができるよう工夫に努める。		・食材の安全性について複数の者が立ち会いチェックする。 ・作業動線を確認しながら調理を適切な手順で行い、安全な給食を提供する。			

評価項目	具体的目標	具体的方策	重点目標との関連	評価	課題及び次年度への改善策
国語	1 児童生徒の実態を踏まえた指導方法の研修や授業研究への積極的な参加をとおして、指導の充実を図る。	・学部間の情報交換および係内相互授業参観を行い、共通理解を図るとともに専門性と指導力の向上に努める。	⑥		
		・「言語指導」と教科指導「国語科」の違いを意識しながら授業に臨み、豊かなことばと確かな学力の向上を目指す。	②		
		・作文コンクール、文集製作、漢字能力検定等を通し、学部間の連携を図りながら一貫性のある指導に努める。	②⑥		
算数 数学	1 基礎基本の定着を図るための指導の工夫を図る。	・授業参観や授業公開、研修会をとおして、教科指導の専門性と指導力の向上を図る。	④⑪		
		・領域ごとに小・中・高の内容を系統立てた指導ができるように、情報交換に努める。	⑥		
社 会	1 基礎的・基本的な知識、技能の定着をめざし、指導の充実を図る。 2 教材・教具の有効活用を図る。	・学部間での社会科の指導上の情報交換を定期的に行い、指導の一貫性と共通理解を図ると共に授業改善に努める。	⑥⑪		
		・授業の展開、板書の工夫等について教科会で話し合い、指導方法の向上を図り、児童生徒の基礎的な知識、技能の理解を深める。 ・教材・教具の共有化を図り、有効活用する。	⑥⑪ ③⑤		
理 科	1 基礎・基本の定着、科学的に探求する力の育成をめざし、指導の充実を図る。 2 教材教具の管理、薬品の安全管理に配慮し、有効に活用する。	・小単元ごとの評価など、スモールステップで児童生徒の習熟度を確認しながら、教科指導の専門性を高め、授業改善に努める。	⑪		
		・デジタル教科書、PC等の視覚教材を活用し、児童生徒の科学的理解を深める。 ・視覚的に理解しやすく、結果を予想しやすい観察・実験を行い、科学的に探究する力の育成に努める。 ・薬品管理台帳等を活用し、安全管理の徹底と各部の共通理解を図る。	③⑪ ⑪		
技 術 家 庭	1 生活に必要な基礎的な知識・技術の習得をとおして、自立的・実践的な態度を育てるために有効な指導方法を研修し、指導の充実を図る。	・児童生徒の実態に応じた指導を充実させるため、個別の指導計画を活用するとともに、教科の専門性や指導力の向上に努める。	①		
		・基礎基本の習得に有効な教材・教具、評価についての研究を行う。	④		
		・機械・用具等を適切に管理し、安全な学習環境の整備に努める。	⑦		
音 楽	1 児童生徒の実態に応じた指導方法を工夫する。 2 行事において音楽的活動を充実していく。	・聴覚活用機器・視覚的教材等の積極的な活用により、授業の展開を深めていく。様々な楽器に触れさせる題材を幅広く取り扱う。	③⑧		
		・指揮や手話をするなど、行事における音楽(特に校歌)の児童生徒の発表の機会を多く設定し、音楽的に関わる場面を増やしていく。	⑤⑧		
保 健 体 育	1 児童生徒の実態に応じた指導方法を工夫検討し、学部間の連携を図りながら生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質や能力の育成を図る。	・タブレットPCを活用し、図や映像、動画を取り入れ、児童生徒が種目に応じた動きを視覚的にイメージしやすいよう教材教具の使用方法について検討する。	③		
		・技術の習得や理解の程度を把握しやすくするため、学習カード等を取り入れ、フィードバックができるようにする。	⑧		
		・指導例や指導の方法、状況を学部間で共有し、連携を図る。	⑧		
図 工 ・ 美 術	1 授業内容の充実や校内での作品等の展示をとおして、生活や社会の中の美術や美術文化と豊かに関わる資質や能力を育む。 2 作品展への積極的な呼びかけと参加を促す。	・県内の美術館での取り組み(複製絵画の貸出等)などの情報収集に努め、授業内容に応じて活用できるようにする。 ・題材を共有したり、必要に応じて連携を図ったりすることができるよう、定期的に各学部間の情報交換を行う。	⑧		
		・作品募集の周知に努め、業務がスムーズに進むようにする。アールブリュット展など公募展に積極的に出品し、制作意欲の向上を図る。	⑧		
域 外 国 語	1 児童生徒の実態や学習上の課題の把握をとおして、基礎・基本の定着を図るために効果的な指導方法を研修し、授業の質を高める。	・授業参観や各種テストの結果等の活用をとおして、児童生徒の学習上の課題を情報共有し、基礎・基本の定着を図るために有効な指導方法の研究に努める。	⑤⑧		
		・英検合格のための指導を充実する。	④		
		・職員各自が最新の指導方法や情報等について教科会で共有したり、学内外の研修に参加するなどして、専門性の向上を図る。	⑥		
専 門 学 科	1 専門学科の授業を通して、働く意欲・態度・技能の育成を図る。 2 専門性を高めるための授業形態、指導の方法について検討する。	・職業人として必要となる意識、マナー、態度の習慣化を図れるような指導方法のあり方について研究する。 ・課題に対して、自ら考え実践できる力を身に付けさせるための指導法について研究する。	⑨ ⑧		
		・習得した専門的な知識や技術の定着及び習慣化を図るための指導を充実する。	⑫		
		・各種検定や資格取得のための指導を充実する。	④		
情 報	1 検定試験の積極的な受検を推進する。	・日本語ワープロ検定、情報処理技能検定の受検について、専門学科との連携を図り、資格の取得、レベルアップを図る。(年4回)	④		
道 徳	1 児童生徒の実態や発達段階に応じた指導内容や指導方法の工夫について検討し、指導内容の充実を図る。	・「道徳」の授業実践(指導内容および指導方法の工夫)について情報交換および授業公開を行う。	⑧		
		・聖学校における「道徳」のあり方について検討する。	⑤		
総 合 的 な 学 習	1 各部の児童生徒の学習の達成状況や課題について共通理解を図り、課題解決のための方策を検討する。	・新学習指導要領をもとに、授業内容と小中高の年間指導計画の内容に系統性があるか検討する。	⑤		
		・各学部の指導内容について情報交換を行い、共通理解を図る。	⑥		
保 育	1. 幼児(3・4・5歳児)の発達について学び、指導内容について検討する。	・幼児の発達について研修し、本校の幼児に必要な指導方法について話し合う。	⑪		
		・幼児期の終わりまでに育てほしい10の姿について学ぶ。	①⑪		

重複障害	1 子どもの実態、個に応じた指導内容、進路指導の取り組みについて、検討したり、情報交換を行ったりすることで、部間の連携を図り、よりよい指導内容の充実を図る。	・子どもの実態、指導内容、学校外の活動の場等について情報交換を行い、学部間での連携を図り年間指導計画を見直すことで、系統立てた指導内容を目指す。	⑤			
		・校外研究会、研修に積極的に参加し、指導内容、方法について研修し情報交換を行う。聴覚障害以外の障害について研修を行う。	⑬			
特別活動	1 特別活動の指導内容(計画・目標・内容・方法)の在り方について検討する。	・全校朝会、壮社会の在り方・内容について検討し改善を図る。	⑤			
		・小中高の特別活動の内容の検討と問題点を把握し、段階的な指導ができるようにする。	⑤			